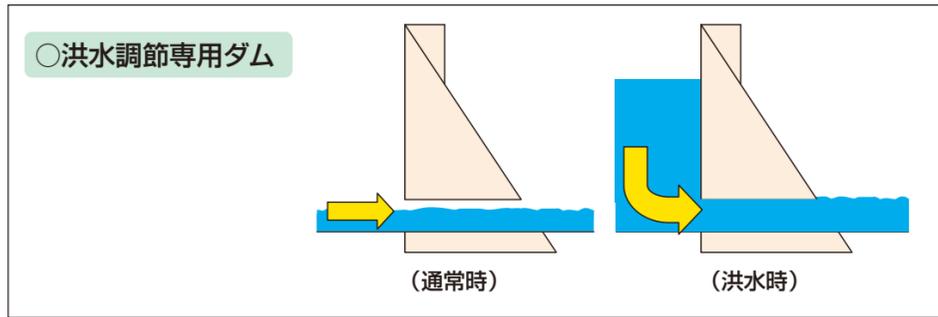


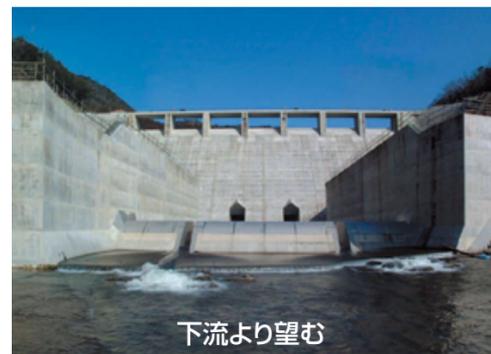
■洪水調節専用ダム(流水型ダム)について

洪水調節専用ダムは、ダムの持つ様々な機能のうち洪水調節機能に特化した目的で建設される、常時水を貯める必要のないダムの一形態。

近年、治水専用目的のダムが計画されることに伴い、常時水を貯める必要のない、いわゆる洪水調節専用ダム(流水型ダム)の実績も見られるようになってきました。



益田川ダム(島根県)



益田川ダム(島根県)

○洪水調節専用ダムの特徴

〈治水〉

・洪水時には一時的に洪水を貯留し、下流沿川の洪水被害を軽減します。

〈利水〉

・利水機能をもたず、通常時ダムに水を貯めません。

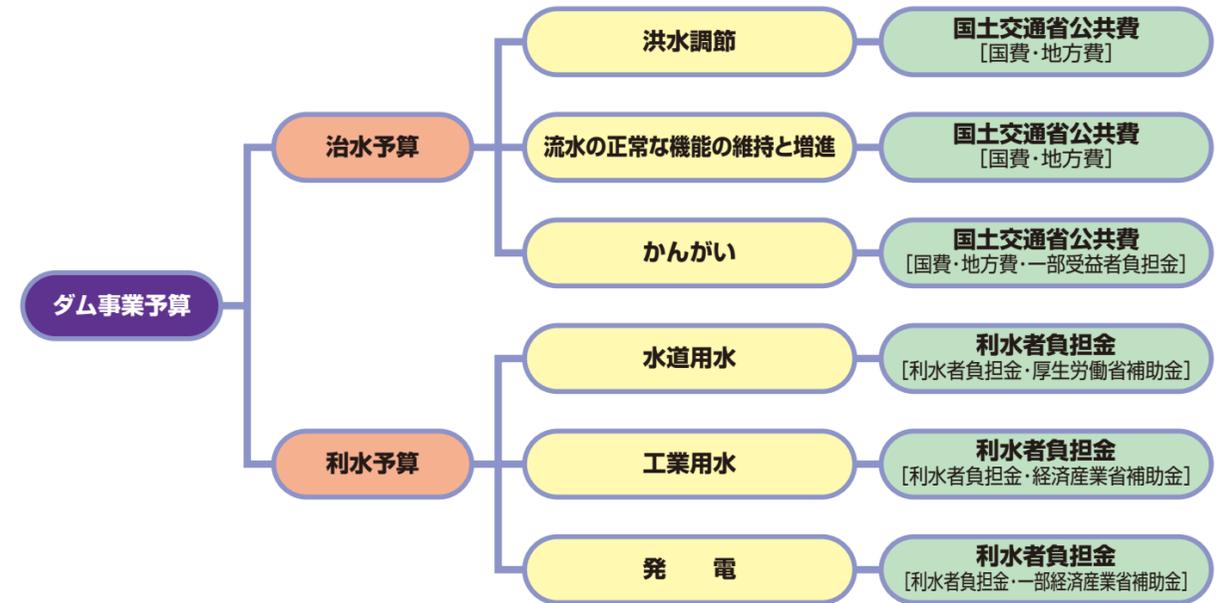
〈環境〉

・通常時はダムに水を貯めない、流れのある環境となります。

- 洪水時にはダムのせきあげ効果により、一時的に洪水を貯留し洪水調節を行うため、下流沿川の洪水被害を軽減します。
- 通常時はダムに水を貯めないことや、河床近くに洪水吐(穴)を設置することにより、貯水池内でも普通の川の状態が維持され、ダムの上下流における水循環、土砂循環、魚類の移動など、自然に近い物質循環が維持されます。
- 貯水池に堆積する土砂の量が軽減できる(通常は概ね100年間の堆砂量を貯水池内に予め確保)ことにより、ダム堤体をコンパクトにでき、建設コストの縮減が可能となります。
- 洪水吐が流木や土砂で閉塞しないよう、対策が別途必要となります。

17 河川総合開発事業の 予算制度の概要

① 予算制度の仕組み



② 法制度および事業主体

■ダム等の法制度及び事業主体

区分	種類	法律名	事業主体
直轄	特定多目的ダム	特定多目的ダム法	国土交通省
	河川総合開発事業	河川法	
	流況調整河川	河川法	
水機構	水資源開発施設(特定施設)	独立行政法人水資源機構法(平成14年12月18日公布)	独立行政法人水資源機構
補助	多目的ダム	河川法	都道府県
	治水ダム	河川法	

■水源地保全・活性化のための法制度

水源地域対策特別措置法

③ 予算の枠組み

事業名	国の負担、補助に係る適用法	国の負担率・補助率	創設年度	
●特定多目的ダム建設事業	河川法第59条、第60条第1項、第96条、特定多目的ダム法第8条、沖縄振興特別措置法第107条第4項	大規模事業(注2) 7/10 一般事業(注3) 2/3	S32~	
●直轄河川総合開発事業	河川法第59条、第60条第1項、第96条、沖縄振興特別措置法第107条第4項	//	S26~	
●直轄流況調整河川事業	//	//	S47~	
●直轄堰堤維持事業	河川法第59条、第60条第1項、第96条、沖縄振興特別措置法第107条第8項	5.5/10(注4)	S32~	
●直轄堰堤改良事業	河川法第59条、第60条第1項	大規模事業(注2) 7/10 一般事業(注3) 2/3	H17~(注10)	
●直轄総合水系環境整備事業(注1)	//	1/2	H17~(注11)	
水資源機構事業	●建設事業 ●管理	水資源機構法第21条第1項 水資源機構法第22条第1項	大規模事業(注2) 7/10 一般事業(注3) 2/3 5.5/10	S37~ S42~
補助事業	●補助多目的ダム建設事業	河川法第60条第2項、第62条、第96条、沖縄振興特別措置法第105条第1項、奄美群島振興開発特別措置法第6条第1項	(一級河川)(注5) 大規模事業 5.5/10 一般事業 1/2 (二級河川)	S15~(注12)
	●補助治水ダム建設事業	//	//	S42~
	●補助堰堤改良事業	地方財政法第16条・河川法第60条第2項・河川法第96条・河川法第62条・沖縄振興特別措置法第105条第1項	4/10(注7) 1/3(注8) 1/2(注9)	S47~

●：建設事業 ●：管理

- (注1) 都市水環境整備事業で実施
- (注2) 大規模事業：公共費120億円を超えるもので、かつ右表に該当するもの
- (注3) 北海道は8.5/10、沖縄は9.5/10
- (注4) 北海道は7/10、沖縄は9.5/10
- (注5) 北海道の大規模事業は7/10、一般事業は2/3
- (注6) 北海道は5.5/10、奄美は6/10、沖縄は9/10
- (注7) 補助率4/10の事業：堰堤改良事業、当年発生災害復旧事業
- (注8) 補助率1/3の事業：河道整備事業、貯水池保全事業
- (注9) 補助率1/2の事業：ダム施設改良事業
- (注10) 平成16年まで直轄ダム施設改良事業で実施
- (注11) 平成16年まで直轄ダム周辺環境整備事業で実施
- (注12) 昭和25年度までは河水統制事業で実施

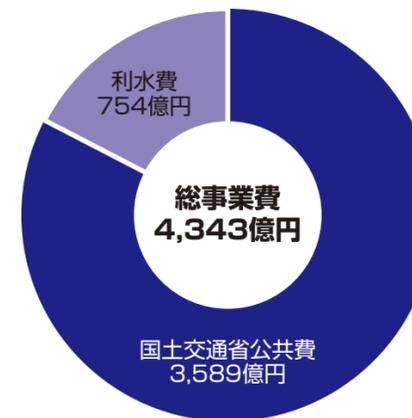
区分	基準
ダム	総貯水容量800万m ³ 以上
湖沼水位調節施設	全て
導水路、放水路又は捷水路	長さ750m以上
遊水地	面積150ha以上(全体)
堰又は床止め	長さ150m以上

※ただし、北海道は8.5/10、沖縄は9.5/10の固定

18 平成19年度実施状況

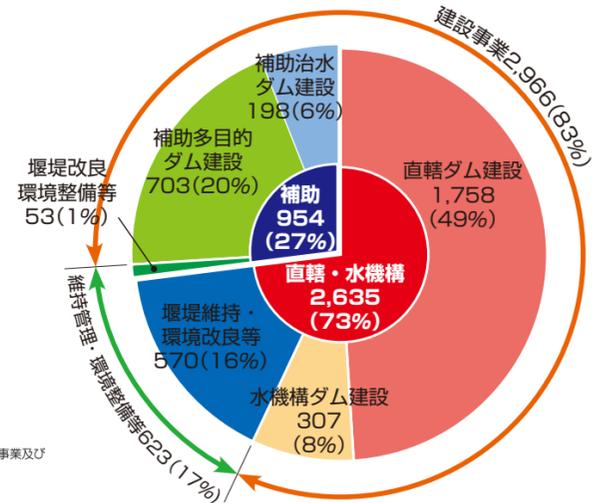
① 予算制度の仕組み

■ダム事業に関する予算(平成19年度)



※補助多目的ダム建設事業および補助治水ダム建設事業には、住宅地基盤特定治水施設等整備事業及び下水道関連特定治水施設整備事業等を含む。
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

■国土交通省公共費の内訳(単位：億円)



■日本の全ダム数

完成ダム数	建設ダム数	全ダム計
2,545	245	2,790

※出典「ダム年鑑2007」(財)日本ダム協会
※完成ダムとは2005年3月31日までに完成したダム、建設ダムとは2005年度現在、調査中あるいは工事中のダムである。
※ここで集計しているダムは高さ15m以上、堤高15m以上のダム及び河口堰である。

■河川総合開発事業概要

(1) ダム数一覧表

区分	平成18年度まで完成箇所		平成19年度施行箇所		
	事業数	ダム数	建設工事事業数	実施計画調査事業数	計事業数
直轄ダム	92	97	41	11	52
多目的ダム	79	83	31	5	36
流況調整河川	1	1	2	0	2
河川総合	12	13	8	6	14
機構ダム	28	29	8	0	8
補助ダム	361	390	100	7	107
多目的ダム	272	299	70	2	72
治水ダム	89	91	30	5	35
計	481	516	149	18	167

- (注1) ダム数には、ダムの他、堰、湖沼開発、遊水地、流況調整河川事業、水利用高度化事業、ダム連携事業等を含む。
- (注2) 表中の補助ダムに関する事業数、ダム数については、生活貯水池整備事業も含まれている。なお平成19年度には、生活貯水池整備事業として30事業を施行する。(平成18年度までに、49事業が完成している。)
- (注3) 本表で対象とするダムは、河川総合開発事業として施行されたダム、あるいは施行中のダムであり、ダムの目的として洪水調節、あるいは維持流量の補給を行っている全てのダムを含む。
- (注4) 各事業におけるダム数のカウント(1事業で複数ダムを扱う事業)にあたっては、ダムの新設の他に、以下についても1ダムとしてカウントする。
○ 堤体嵩上げ・放流設備増強などのダム本体に対する改造を行うダム。
○ 排砂バイパスなどのダム本体に対する付帯工事の追加するダム。
なお実施計画調査段階で、現時点ではダム本体に対する改造やダム本体に対する付帯工事の発生が未定であるダム(ダム群再編事業など)については、ダム数にはカウントしない。
- (注5) 完成ダムの再開事業(放流設備の増強、貯水池掘削、ダムの嵩上げなど)については、管理事業と再開事業が並行して施行されているため、完成ダムと施行中ダムの両者にカウントする。